

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	新宮西 (新宮町新宮西)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月7日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現時点で農用地は2軒の小規模個人耕作者と1法人で集積・集約はほぼ終了している。法人においては、設立時より作業員は限定されており、若年層から中堅層の新規オペレーターはほぼなく、一方で高齢化による作業員の引退が進んでいる。今後は地域内外から、多様な作業員を募り、放棄地とならない様に取り組む。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲と転作による小麦・大豆の生産を行っているが、担い手の高齢化と新たな担い手不足により現状維持が限界である。また、販路がJA出荷分のみで限定されており、他への販路拡大などの転換は困難である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	32.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	32.9 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農用地の集約・集積化はほぼ終了しており、現状を維持する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
平成26年度(平成27年1月1日から)地域農地の約90%にあたる約30ha分を中間管理機構を通じて(農)宮西ファーマーズが受け手となり今日に至っている。残りについても中間管理機構への出し手と進めるが、地主の個別事情により100%とはならないと思われる。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の集積団地化(大区画化)はほぼ出来ている。 現状より圃場面積の大区画化(畔等の撤去等による)は農地の高低差によりできない(水稻栽培時)。 高低差を無くすには大規模圃場整備が必須ではあるが、資金面および長期間にわたることなどで困難である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現状は法人でほぼ地区の耕作を行っているが、高齢化と新たな担い手がなく法人の存続が危ぶまれている。今後は地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していく。その為に市及びJAと連携して、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在は水稻、小麦、大豆を生産しているが、担い手不足により、水稻のみ生産。小麦および大豆については作業委託等で対応するなどの検討をする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ②堆肥等により有機農業への切替を図っていく。また、土壌状態に応じた適正肥料の量を考慮し減肥料に努める。 ③スマート農業機械に対応したオペレーターの育成を進めていく。				